

会 計 規 程

第1章 総 則

- 第 1 条 大阪府公立学校管理職員協議会第25条に基づき、会計規程を定める。
2. 会計に関する事務はこの規程により処理する。
第 2 条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第2章 予 算

- 第 3 条 本協議会の収入、支出は予算に編成する。
2. 予算案は幹事会で作成する。
第 4 条 予算は款、項、目に区分して、その目的を明らかにしなければならない。
第 5 条 項、目に属する流用は執行委員会幹事会で決定する。

第3章 収 入

- 第 6 条 収入はすべて会計委員が管掌し、収入簿に記入する。
第 7 条 寄付金、その他予算外収入は、特別会計を除き収入に組み入れるものとする。
第 8 条 会費は支部ごとに集め、翌月15日までに会計委員に納入する。
但し、給与振込により本協議会の口座に振り込むことができる。
第 9 条 金銭を収納する場合は、収入伝票を切り、入金通知書または領収書を発行するものとする。
但し、振込を証明する取扱い金融機関の書類をもって領収書に代えることができる。

第4章 支 出

- 第10条 支出はすべて、会長、幹事長の承認を得て、会計委員がその掌に当たる。
第11条 会計委員は次の帳簿を備えなければならない。
予算差引簿、現金支出簿、預金出納簿、会計徴収簿
2. 会計委員は証憑書類を保管しなければならない。
第12条 経費の支出を予算に定めた目的以外に使用することはできない。
第13条 金銭の支出は支払伝票により領収書と引換に行う。
但し、領収書を徴収しがたい場合は、取扱い責任者の支払証明書または実行証明書をもって、これに代えることができる。

第5章 決算及び会計監査

- 第14条 会計委員は本年度予算の決算を行い、次年度の大会に報告して承認を得なければならない。
第15条 会計監査委員は毎年2回以上会計について監査を実施し、その結果を大会に報告しなければならない。
第16条 出納閉鎖は翌年4月30日とする。

付 則

1. この規程に定めていない事項については、会計委員が幹事会に提示して決定する。
2. この規程の改廃は代議員会で決める。
3. この規程は、昭和49年 3月 9日から施行する。
4. この規程は、昭和60年 5月15日一部改正。
5. この規程は、昭和62年 5月 9日一部改正。
6. この規程は、平成13年 5月25日一部改正。
7. この規程は、平成21年 11月19日一部改正。